

徳島県のコウノトリ保護の 取り組みについて

令和6年2月22日(木)
徳島県危機管理環境部グリーン社会推進課



徳島県コウノトリを未来へ 繋(つな)ぐ連携協定

-
- 本協定は、本県生物多様性のシンボルとなるコウノトリに関して、「徳島県」と「徳島市」が相互に連携・協力し、コウノトリの定着と県民への普及啓発の実現に資することを目的として令和4年1月28日に締結

徳島県と徳島市との協定の具体的内容

1 徳島県の役割

- (1) コウノトリ救護センターの運営に関する事
- (2) 負傷個体の保護及び治療に関する事
- (3) 治療済み個体の放鳥（野生復帰）に関する事
- (4) 足環装着に関する事

2 徳島市の協力事項

- (1) 負傷個体の保護及び治療に関する技術支援
- (2) 治療済み個体の放鳥（野生復帰）前のリハビリテーション
- (3) 放鳥が困難な個体の治療及び飼育に関する事
- (4) 治療に携わる人材の育成に関する事
- (5) 足環装着時の個体管理に関する事

コウノトリ救護センター について

- 「コウノトリ救護センター」(事務局: 県グリーン社会推進課)は、県が主体となり、獣医師会やとくしま動物園など関係機関と連携を図りながら、負傷個体の発見から保護、治療そして放鳥までの役割を担う機関として設立されたもの
- このうち、一時保護と治療を担う施設(一時保護施設)は、県動物愛護管理センター(名西郡神山町)の敷地内に設置しており、今年度から本格運営を開始している。
- 現在、負傷個体が確認された際には、地元市町村や認定NPO法人とくしまコウノトリ基金と負傷個体の状況を確認し、「とくしま動物園」や「兵庫県立コウノトリの郷公園」の専門家及び関係省庁と連絡をとりながら、保護のタイミングや対応方針を決定している。
- コウノトリ救護センターの一時保護施設は、負傷個体を収容する施設であり、早期に野生復帰させるため、収容個体には治療に専念させる必要があるが、外部から見学者が来ることは、コウノトリにストレスを与える恐れがあることから、非公開とさせていただいている。

